

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月27日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第20号

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年香川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 2 この規則は、 <u>平成24年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この規則は、 <u>平成23年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。